

議案第90号 説明資料

幕別町防災会議条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
○幕別町防災会議条例 (昭和38年 3 月23日 条例第 2 号) 第 1 条及び第 2 条 略 (会長及び委員) 第 3 条 略 2 ～ 4 略 5 委員は33人以内とし、次の各号に掲げる者をもって充てる。 (1)～(3) 略 (4) <u>東十勝消防事務組合の消防団長のうちから町長が任命する者</u> (5) <u>東十勝消防事務組合の職員のうちから町長が任命する者</u> (6)～(10) 略 6 及び 7 略 第 4 条～第 6 条 略	○幕別町防災会議条例 (昭和38年 3 月23日 条例第 2 号) 第 1 条及び第 2 条 略 (会長及び委員) 第 3 条 略 2 ～ 4 略 5 委員は33人以内とし、次の各号に掲げる者をもって充てる。 (1)～(3) 略 (4) <u>町の消防団長</u> (5) <u>とかち広域消防事務組合の職員のうちから町長が任命する者</u> (6)～(10) 略 6 及び 7 略 第 4 条～第 6 条 略